

公益財団法人 日本相撲連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。URL：http://www.nihonsumo-renmei.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	令和3年3月の理事会で「公益財団法人日本相撲連盟 事業計画基本方針（中長期基本計画）」を提案、承認された。 公表については、ホームページで行っている。 さらに、2021年度中を目的に「公益財団法人日本相撲連盟中長期計画2022～2026」を策定、専門委員会ごとの実行計画、検証手順等を検討する。	「令和2年度第3回理事会議事録」 「基本方針（中長期基本計画）」
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	「公益財団法人日本相撲連盟中長期計画2022～2026」の中で、人材採用、育成の計画を策定する。（総務委員会）	
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	現在は、「会計処理規程」により財務の健全性を維持している。 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022～2026」の中で、財務計画を策定する。（財務委員会）	「会計処理規程」
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	女性役員（理事・監事）の割合 平成29年5月以前 0名 平成29年6月の役員改選 1名（監事） 4% 令和元年6月の役員改選 4名（理事3、監事1） 15% 令和3年6月の役員改選 6名（理事4、監事2） 22% 外部役員（理事・監事）の割合 平成29年6月の役員改選 3名（理事） 12% 令和元年6月の役員改選 4名（理事 男3〈医科学専門家2、法律専門家1〉、女1〈実業家1〉） 14% 令和3年6月の役員改選 4名（理事 男3〈医科学専門家2、法律専門家1〉、女1〈実業家1〉） 14% 上記のとおり、段階的に目標割合に向けて歩を進めている。 今後は、「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022～2026」の中で、目標達成計画を策定する。（総務委員会）	「平成29年・30年役員名簿」 「令和元年・2年役員名簿」 「令和3年・4年役員名簿」
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	令和3年6月までは、評議員16名中、女性評議員1名（7%）、外部評議員2名（13%）。 令和3年6月の評議員改選で、女性評議員3名（17%）、外部評議員4名（22%）。 上記のとおり、段階的に目標割合に向けて歩を進めている。 今後も、段階的にそれぞれの割合を増加させるよう「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022～2026」の中で、具体的な方策を策定する。	「平成29年・30年評議員名簿」 「令和元年・2年評議員名簿」
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	令和元年6月に「選手委員会規程」を整備し、その後のコロナ渦で委員会が立ち上がっていなかったが、令和3年7月に委員を選任した。 また、アスリート委員会から1名のアスリートを理事に任用している。	「選手委員会規程」

7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現行、適正な規模と考える（定款第25条第1項第1号で、理事の定数は23名以上26名以内と定められているところ、現在26名が選任されている）。 理事の中には、医科学専門家、法律専門家、大学教授、実業家など、多様な有識者を含んでいる。 2020年度は、定款第34条に記載のとおり、理事会を3回（6月、12月、3月）開催し、実効性を確保。	
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	「役員候補者の推薦等に関する規程」第6条に規定 (定年制) 第6条 役員は、その就任時において、年齢が70歳未満でなければならない。ただし、会長及び副会長については、この限りでない。	「役員候補者の推薦等に関する規程」
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	「役員候補者の推薦等に関する規程」の改正を2022年度までに検討する。（総務委員会・法令統治委員会） 令和3年6月の役員改選に当たっては、「激変緩和措置」を適用。	
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	「役員候補者の推薦等に関する規程」に基づき、加盟団体の推薦により役員を任用している。 役員候補者選考委員会については、令和3年6月の役員改選に当たっては、コロナ禍のため十分な準備ができなかったため、常務理事会議決によりテンポラリーな委員会として設置。次期改選までにスタンディングな委員会とすべく、規程改正の検討を行う。（総務委員会・法令統治委員会）	常務理事会議事録 委員名簿 委員会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	「倫理規程」を整備し、ホームページで公表している。	「倫理規程」
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	運営に関して必要となる規程を整備の上、ホームページで公表している。	「規程集」
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規定を整備の上、ホームページで公表している。	「規程集」
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員員の報酬に関する規程を整備しているか	「定款」第31条、「理事・監事報酬規程」、「職員給与規程」に定めている。	「定款」 「理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程」 「職員給与規程」

15	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	「会計処理規程」を整備を上、ホームページで公表している。	「会計処理規程」
16	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	自主財源に関する規程を整備し、ホームページで公表している。	「定款」 「役員会費規程」 「会員登録規程」 「段位審査委員会規程」
17	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	「全日本相撲選手権大会出場選手選考基準」によるランキングを基に選考を行う。 世界選手権等の代表選手については、全日本相撲個人体重別選手権の優勝者を選考するのが原則だが、令和3年度はコロナ禍により当該大会が実施されなかったため、他の大会等の実績をもとに、競技委員会における審議を経て、常務理事会で決定。 その他、権利保護については、「競技者規程」（紛争時のスポーツ仲裁自動応諾条項あり）、「肖像権取扱規程」を整備し、ホームページで公表している。	「全日本相撲選手権大会出場選手選考基準」 「競技者規程」 「肖像権取扱規程」
18	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	「公認審判員規程」「競技会規程」に基づき、各大会準備委員会が選考している。	「公認審判員規程」 「競技会規程」
19	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	通報窓口をホームページ上に開設、倫理・資格・賞罰委員会、法令統治委員会で対応している。	「倫理規程」 「倫理・資格・賞罰委員会規程」
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	法令統治委員会を設置、常にコンプライアンス遵守に配慮して法人運営に当たっている。 (2021年度においては、2022年3月までに必要に応じ1～2回、コロナ禍の状況下webあるいは書面上で委員会を開催する予定。)	「法令統治委員会規程」
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	配置している。 法律専門家2名（うち1名は、元裁判官） 元キャリア官僚2名（元某庁長官、元税関長） 会社経営者1名 上場会社コンプライアンス担当経験者1名 全国紙記者1名 元国際団体職員1名 など	「法令統治委員会名簿」
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	毎年、第1回理事会、さらに加盟団体全国協議会（団体時の全国都道府県代表者会議）で実施する。 ただし、令和3年度は、コロナ禍のため団体が中止になったため、加盟団体全国協議会は開かれず。 第2回又は第3回理事会において行う予定。	「スポーツ団体ガバナンスコードについて」（スポーツ庁作成資料） 「スポーツ・インテグリティ」（機関紙「ちから」記事） 「倫理規程」

23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	大会開催時あるいは指導者研修会等の機会に、コンプライアンス、スポーツ・インテグリティ、ガバナンス・コード等についての研修を実施している。	「令和元年度事業報告」
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	中央団体の公認審判員は、2年に1度更新を行い、更新時に公認審判員講習会受講が義務付けられている。令和3年度から公認審判員講習会時にコンプライアンス教育を実施する。	「公認審判員規程」
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	会計顧問(公認会計士)を常置。 役員や各専門委員会委員の中の法律や会計の専門家のサポートを日常的に受けることができる。	
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	「会計処理規程」に基づき適正な処理を行った上、公認会計士の監査を受けている。	「会計処理規程」
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	「会計処理規程」に基づき適正な処理を行った上、公認会計士の監査を受けている。	「会計処理規程」
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	ホームページで、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等を公表している。	各年度「予算書」「決算書」
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	全日本相撲選手権大会選考基準は、規程集に盛り込み、ホームページで公表している。 世界選手権等代表選手選考基準は、指定大会の要項に記載しているが、ホームページによる公表を行う方向で検討中。	「全日本相撲選手権大会選考基準」
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	2021年3月に公表。 変更が生じた場合は、速やかに更新する。	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	2020.12の理事会で、規約改正して規定を整備（倫理規程第6条）	「倫理規程」

32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	「倫理規程」第6条として定めている。	
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	「倫理規程」第4条に規定し、窓口をホームページで公表している。	「倫理規程」
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	有識者中心に整えている。	「法令統治委員会名簿」 「倫理・資格・賞罰委員会名簿」
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	「倫理規程」(第5条)等に規定されており、ホームページで公表している。	「倫理規程」 「倫理・資格・賞罰委員会規則」
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	審査に当たる「倫理・資格・賞罰委員会」委員は、中立性・専門性を有する者が中心。	「倫理・資格・賞罰委員会名簿」
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	「競技者規程」第11条に定めている。	「競技者規程」
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	通知を行うように運用。 さらに規定上も、2021年度中に競技者規程第11条(スポーツ仲裁による紛争解決)を改正して、「通知」について明記する予定。	
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	「危機管理規程」を策定した。(令和3年3月制定、同年4月1日施行)	「危機管理規程」
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	「危機管理規程」内で構築している。 過去4年間、不祥事は発生していない。	「危機管理規程」

41	<p>〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施</p>	<p>「危機管理規程」内で構築している。 過去4年間、不祥事は発生していない。</p>	<p>「危機管理規程」</p>
42	<p>〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>加盟団体については、「定款」第11章において規定。理事会や加盟団体全国協議会（定款第48条。例年、国体時に開催している。）の場において、その他時宜に応じて指導。助言を行っている。</p>	
43	<p>〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>理事会や加盟団体全国協議会（定款第48条。例年、国体時に開催している。）の場において、その他時宜に応じて支援を行っている。</p>	<p>「スポーツ・インテグリティ」（機関紙「ちから」記事） 「倫理規程」 「スポーツ団体ガバナンスコードについて」（スポーツ庁作成資料）</p>